様式第７号－１

配置技術者届出書

　　年　　月　　日

　宮城県知事（又は地方公所長）殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

記

１　工事番号

工 事 名

２ 工　　　期　　契約締結日の翌日から　　　　年　　月　　日まで

３　着手指定日　　　　　　年　　月　　日　（※着手指定日があった場合に記入）

４　配置技術者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　　名 | 年　　月　　日生　 |  |
| 営業所技術者等該当の有無 | 有　・　無 | ※「営業所技術者等」とは営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。 |
| 資　　　格 | 資格の名称 番号資格の名称 番号 |
| 県又は他機関発注の手持ち工事状況 | 発注機関工事番号 工事名 請負額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 従事役職　　監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者　（専任・非専任）工　　期 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日 |
|  | 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応 | 注(8)参照 |  |
|  | 氏　　　名 | 年　　月　　日生 |  |
|  | 営業所技術者等該当の有無 | 有　・　無 |  |
|  | 資　　　格 | 資格の名称 番号資格の名称 番号 |  |
|  | 県又は他機関発注の手持ち工事状況 | 発注機関 工事番号 工事名 請負額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 従事役職　　監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者　（専任・非専任）工　　期 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日 |  |
|  | 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応 | 注(8)参照 |  |

※　下記の欄は、(a)または(b)に該当する場合のみ記入すること。

(a)　入札後審査方式一般競争入札公告共通事項10-(6)により、複数の技術者を配置しなければならない場合

(b)　工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　　名 | 年　　月　　日生　 |  |
| 営業所技術者等該当の有無 | 有　・　無 |
| 資　　　格 |  資格の名称 番号 資格の名称 番号 |
|  | 県又は他機関発注の手持ち工事状況 | 　　　　　　　　　　発注機関　　　　　　　　　　　 工事番号　　　　　　　　　　　 工事名 　　　　　　 請負額　　　　　　　　　　　 従事役職　　監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者　（専任・非専任）工　　期 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日 |  |
|  | 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応 | 注(8)参照 |  |

注　(1)　入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。

(2)　入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、　 免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。

(3)　工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、（施工箇所）または（工場等）と記入すること。

 (4)　届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認め

　　　 ない。

 (5)　届け出た技術者を配置できない場合は契約を解除することがある。この場合、宮城県建設工事入札参加登録業者指名停止要領に基づき指名停止を行うことがある。

　　(6)　営業所技術者等該当の有無は、有または無のいずれかを◯で囲むこと。

　　(7)　県又は他機関発注の手持ち工事状況における従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかを◯で囲むこと。専任または非専任も同様にいずれかを◯で囲むこと。

　　(8)　工期が重複する場合等の手持ち工事の対応についての記載例

　　　 ・「◯年◯月◯日までに最終の検査結果通知書が通知される予定。」

　　　 ・「同一工場内の製作なので兼務が可能。（この記載は工場製作を含む工事の場合に限る。）」

　　　 ・「◯年◯月◯日までに手持ち工事の主任技術者の途中交代がされている。」

　　　 ・「技術者兼務の区分①に該当する。」

技術者兼務の区分②～⑦に該当し、落札候補者となった場合は、資格確認書類と併せて別途「確認事項兼誓約書」等を提出すること。兼務の適用条件や様式については、宮城県ホームページ（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html）を参照すること。

（技術者兼務の区分）

|  |  |
| --- | --- |
| 兼務する区分 | ①入札案件も手持ち工事も非専任である |
| ②専任特例１号による兼務 |
| ③専任特例２号による兼務 |
| ④工作物に一体・連続性が認められ、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の場合に該当し、兼務 |
| ⑤同一工事とみなせる場合に該当し、兼務（発注者の承諾書を提出） |
| 配置技術者が営業所技術者等である場合 |
| ⑥専任配置が必要な工事における兼務 |
| ⑦専任配置が不要な工事における兼務 |

(9)　工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合の手持ち工事状況は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合は代表的な工事名等を記入のこと。